

入札説明書（電子入札対象案件）

独立行政法人都市再生機構中部支社の「30－高蔵寺リ・ニュータウン計画に係る基礎資料作成他業務」に係る掲示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

1 入札公告の掲示日

平成30年5月10日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構 中部支社 支社長 菅沼 明
愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル6階

3 業務概要

(1) 業務名

30－高蔵寺リ・ニュータウン計画に係る基礎資料作成他業務

(2) 業務内容

主な業務内容は、以下の業務。

- ① JR高蔵寺駅北口に関する基本計画検討資料の作成等
- ② 展開プロジェクト等に関する検討支援
- ③ 推進組織の運営支援
- ④ 旧西藤山台小学校の施設活用検討

(3) 業務の詳細な説明

本業務の業務内容は、別添－1「30－高蔵寺リ・ニュータウン計画に係る基礎資料作成他業務 仕様書」（以下、「特記仕様書」という。）のとおり。

(4) 成果物

成果物は、特記仕様書のとおり。

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月15日まで

(6) 本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記6(2)へ提出すること。)

4 競争参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

(2) 当機構中部地区における平成29・30年度建設コンサルタント等業務の業種区分「調査」に係る競争参加資格（以下「一般競争参加資格」という。）の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部支社長（以下「支社長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「調査」の再認定を受けていること。）。

なお、一般競争参加資格の認定を受けていない者も、次の期限までに、当該一般競争参加資格の認定申請手続きを行うことで、当該条件を満たしたものとして審査を行うこととする。

ただし、開札の時ににおいて、当該一般競争参加資格の認定を受けていない場合は、入札（開札）に参加することができないものとする。

（一般競争参加資格認定を受けていない者の申請手続き）

申請手続期間：平成30年5月10日（木）から平成30年5月21日（月）までの土曜日及び日曜日を除く
毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）。

申請手続窓口：独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部経理課

電話 052-968-3315

(3) 会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成20年度以降に、受注し完了した調査業務※の実績（下請けによる業務の実績も含む。）を有すること。

※ 「調査業務」とは、都市再生事業等（市街地開発事業その他市街地の整備改善を行う業務）に係る計画コンサルティング業務をいう。

(5) 次に掲げる基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。

① 下記のいずれか資格を有する者であること。

- ・技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者

② 平成20年度以降に、受注し完了した調査業務（（4）と同じ）の実績（下請けによる業務の実績も含む。）を有する者であること。

③ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係があること。

(6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(7) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→「別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記①の「価格評価点」と下記②により得られた「技術評価点」との合計値（以下「評価値」という。）をもって行う。

① 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。

価格評価点＝価格点×（1－入札価格／予定価格）

② 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

技術評価点＝60×技術点／技術点の満点

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記の評価項目ごとに評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。

- ・ 企業の経験及び能力
- ・ 予定管理技術者の経験及び能力
- ・ 実施方針
- ・ 評価テーマに関する技術提案

なお、評価テーマは以下に示す事項とする。

- ・高蔵寺駅北口周辺における商業機能導入のための事業スキーム構築にあたり、留意すべき事項とその対応策
- ・旧西藤山台小学校跡地活用に関して、生活利便施設導入を想定した際に、留意すべき事項とその対応策

(2) 積算基準

本業務に関する積算の基準等については、別添-2のとおり。

(3) 技術点を算出するための基準

申請書及び資料の内容について、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

評価項目	評価の着目点		評価点
	判断基準		
企業の経験及び能力	専門技術力	<p>業務実績</p> <p>(様式-2)</p> <p>平成20年度以降に受注し、完了した同種又は類似業務等の実績を以下の順位で評価する。</p> <p>① 同種業務の実績が2件以上ある。</p> <p>② 同種業務の実績が1件又は類似業務の実績が2件以上ある。</p> <p>③ 類似業務の実績がある。</p> <p>・同種業務 公的機関等^{*1}における調査業務^{*2}</p> <p>・類似業務 その他民間等における調査業務</p> <p>記載する業務は2件とし、1件につき1ページ以内に記載する。</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③ 0</p>
	予定管理技術者の経験及び能力	専門技術力	<p>業務実績</p> <p>(様式-4)</p> <p>平成20年度以降に受注し、完了した同種又は類似業務等の実績を以下の順位で評価する。</p> <p>① 同種業務の実績が2件以上あり、登録を行っている者。</p> <p>② 同種業務の実績が1件又は類似業務の実績が2件以上ある。</p> <p>③ 類似業務の実績がある。</p> <p>・同種業務 公的機関等^{*1}における調査業務^{*2}</p> <p>・類似業務 その他民間等における調査業務</p> <p>記載する業務は2件とし、1件につき1ページ以内に記載する。</p>
		情報収集力	<p>地域精通度</p> <p>(様式-5)</p> <p>平成20年度以降の業務実績又は業務経験の有無について下記の順位で評価する。</p> <p>① 春日井市内における業務実績がある。</p> <p>② 愛知県内(春日井市を除く)における業務実績がある。</p> <p>③ 上記に該当しない場合。</p> <p>※業務実績とは調査業務^{*2}に係る業務実績をいう。</p>
実施方針	業務理解度	<p>(様式-6-1)</p> <p>業務の目的、条件、内容の理解度が高く、配慮事項等が的確に反映されている場合に優位に評価する。</p>	10点満点
	実施体制	<p>(様式-6-1)及び(様式-6-2)</p> <p>配置技術者の経験、資格、人数、代替要員の確保等、業務を遂行する上での体制等が確保されている場合に優位に評価する。</p>	10点満点

技術提案 評価テーマに関する	本業務における専門技術力について	(様式-7-1)及び(様式-7-2) 技術提案について、的確性(与条件との整合性がとれているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)及び実現手法を考慮して総合的に評価する。 評価テーマ：上記(1)②参照	20点満点
-------------------	------------------	--	-------

※1「公的機関等」とは、国、地方公共団体、独立行政法人(前身の特殊法人を含む)又は市街地開発事業の施行者(都市計画法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業の施行者(民間を含む。))をいう。

※2「調査業務」とは、都市再生事業等(市街地開発事業その他市街地の整備改善を行う業務)に係る計画コンサルティング業務をいう。

(4) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」、「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる「評価値」の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求条件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

6 担当窓口等

(1) 申請書及び資料について

〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル3階
独立行政法人都市再生機構 中部支社 都市再生業務部 市街地整備第2課
電話 052-968-3196

(2) 一般競争参加資格について

〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル6階
独立行政法人都市再生機構 中部支社 総務部 経理課
電話 052-968-3315

7 競争参加資格の確認

(1) 本業務の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、支社長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者、競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間：平成30年5月10日(木)から平成30年5月25日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間は除く。)

② 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、予め提出日時を前日までに上記6(1)の担当者へ連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。また、持参にあたっては、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(392円)分の切手を貼付した長3封筒を併せて提出する

こと。

(2) 申請書は、様式-1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、②及び③の同種又は類似の業務の実績及び③の予定管理技術者の業務の経験については、平成20年度以降に、業務が完了し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

① 登録状況

当機構中部支社における平成29・30年度の一般競争参加資格の認定を受けていることが確認できる資料を添付すること。但し、当該一般競争参加資格の認定を受けていないものは、上記4(2)記載のとおり申請手続きを行い、認定を受けること。

② 企業の経験及び能力

同種又は類似業務の実績について様式-2に記載すること。

③ 予定管理技術者の経験及び能力

予定管理技術者の資格及び同種又は類似業務の実績及び業務の経験について、様式-3、様式-4、様式-5に記載すること。

④ 実施方針

業務の理解度及び実施体制について、様式-6-1に記載すること。また、実施体制に係る技術者の資格、経験等について様式-6-2に記載すること。

⑤ 評価テーマに関する技術提案

評価テーマに関する技術提案について、様式-7-1及び様式-7-2に記載すること。記載にあたっては、A4判1ページとする。

⑥ 契約書（仕様書を含む）の写し

②及び③の同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写しを提出すること。ただし、当該業務が財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はないが、TECRIS登録番号及び実績内容がわかる業務カルテの写し等を提出すること。なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務が同種又は類似業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

⑦ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式はWord2010形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

ファイル容量の合計が2MBを越える場合は、すべての書類を郵送により提出すること。申請書（様式-1）には、代表者印を押印すること。

この場合、必要書類の全てを郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

郵送する際は、表封筒に「『30-高蔵寺リ・ニュータウン計画に係る基礎資料作成他業務』に係る競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

- ・ 郵送する旨の表示
- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類のページ数
- ・ 発送年月日

提出期限は、上記7(1)①の提出期間と同一の日時（必着）とし、郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

- (4) 競争参加資格の確認及び評価は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成30年5月31日（木）までに電子入札システムにより通知（承諾を得て紙入札方式とする場合は、書面により発送）する。
- (5) その他
 - ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ③ 発注者は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、資料を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
 - ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

8 苦情申し立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：平成30年6月7日（木） 午後5時
 - ② 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、上記期限までに上記6(2)へ郵送（書留郵便により必着）すること。持参又は電送による提出は認めない。
- (2) 発注者は、説明を求められたときは、平成30年6月12日（火）までに説明を求めた者に対し電子入札システム（書面による説明要求の場合は、書面）により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期限を延長することがある。
- (3) 発注者は、申し立て期間の徒過その他客観的かつ明らかに申し立ての適格を欠くと認められるときは、その申し立てを却下する。
- (4) 発注者は、上記(2)の回答を行ったときには、苦情申し立て者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

9 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。
 - ① 提出期限：平成30年6月5日（火） 午後5時
 - ② 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、上記期限までに上記6(2)へ郵送（書留郵便により必着）すること。持参又は電送による提出は認めない。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり電子入札システムにより閲覧に供する。ただし、発注者の承諾を得て紙入札をする場合は6(2)において閲覧に供する。

閲覧期間：平成30年6月12日（火）から平成30年6月14日（木）までの毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）。

10 入札書の提出期限及び方法

- (1) 入札書の提出期限
平成30年6月15日（金）正午まで
- (2) 提出方法
電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、上記期限までに上記6(2)へ郵送（書留郵便により必着）すること。持参又は電送による提出は認めない。郵送にあたっては二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に必要事項を記載し、機構あての信書で提出すること。
- (3) 入札書の記載について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、発注者の承諾を得て紙入札方式により郵送する場合における入札書の様式は、電子入札ホームページに公開している「入札書（電子入札用）」によることとし、当該入札書には、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。

- (4) 当該業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人1者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

11 開札の日時、場所及び方法

- (1) 開札日時

平成30年6月18日（金）午前10時

- (2) 開札場所

上記6(2)に同じ。

- (3) 開札方法

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- (4) 再入札について

第1回目の開札で、入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。入札書の締切及び開札の日時については、次のとおりとする。

また、紙入札方式による入札参加者は、開札の時間帯において確実に連絡が取れる連絡先をあらかじめ発注者に届出しておくこととし（任意様式）、再入札を行うこととなった場合は、発注者からその旨を連絡するので、下記①の期限までに上記(2)へ持参すること。なお、発注者からの連絡がつかなかった場合やその他やむをえない事由がある場合においても、期限までに持参されない場合は、再度の入札を辞退したものとして取扱う。

- ① 電子入札システムによる再入札書の締切日時

日 時：平成30年6月18日（月）午前11時30分

- ② 電子再開札の日時及び場所

日 時：平成30年6月18日（月）午前11時40分

場 所：上記(2)に同じ

12 入札の無効

本説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

13 入札保証金及び契約保証金 免除

14 落札者の決定方法

上記5(4)による。

15 手続きにおける交渉の有無 無

16 契約書作成の要否

当機構ホームページ掲載の標準契約書（業務請負契約書）

(<http://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html> 参照) により、作成するものとする。

17 支払条件

完了払とする。

18 関連情報を入手するための照会窓口

上記6(1)に同じ。

19 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

別添-3のとおり。

20 使用印鑑届及び年間委任状の提出について

申請書及び資料を提出する前に、別添-4の使用印鑑届（代表者の印鑑証明書（提出日の3ヶ月以内のもの・原本）を添付）及び年間委任状を提出のこと。ただし、平成29年4月1日以降、既に提出済みの場合は、再度提出する必要はない（なお、代表者の変更等記載内容等に変更があれば再度提出が必要となる。）。

提出場所：上記6(2)に同じ

21 個人情報等の保護に関する特約条項

落札者は、契約書締結と同時に当機構との間で、別添-5「個人情報等の保護に関する特約条項」を締結するものとする。下請け等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置を取らなければならない。

22 その他の留意事項

- (1) 入札参加者は、当機構ホームページの「入札・契約情報」に掲載されている入札心得（電子入札用の入札心得を含む。）及び契約書案並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を厳守すること。

<https://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html>

<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/index.html>

- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とすると共に、虚偽を記載した者に対して指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 受注者は、申請書及び資料に記載した予定管理技術者を当該業務に配置すること。また、申請書及び資料に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。ただし、退職、病休、死亡等のやむをえない理由より変更を行う場合には、同等以上の技術者であることについて発注者の了解を得なければならない。
- (4) 本業務の実施については、関係法令等を厳守すること。
- (5) 本業務は、建設コンサルタント業務等成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後、業務成績評定点を通知の上、公表する。付与した業務成績評定点は、将来、建設コンサルタント等業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- (6) 受注者が申請書及び資料（実施方針、技術提案等）に記載した内容を履行しなかった場合は、業務成績評定点に反映することがある。
- (7) 受注者は、提示した実施方針や業務実施体制に係る提案どおり業務を履行できない状況が発生した場合は、発注者と協議すること。なお、協議の上、受注者の責により実施方針等が履行されない場合は、業務成績評定減点とする場合がある。

- (8) 本業務における一括した再委託は、認めない。一部再委託を実施する場合は、特記仕様書 16再委託によるものとする。
- (9) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前8時30分から午後8時00分まで稼動している。
システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。
- (10) システム操作マニュアルは、UR都市機構 入札・契約情報 電子入札のホームページに公開している。
- (11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札総合ヘルプデスク TEL0570-021-777
電子入札ホームページ <http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/>
 - ② ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記6(2)へ連絡すること。
- (12) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- ① 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ② 競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ③ 競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ④ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ⑤ 辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑥ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑦ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ⑧ 入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑨ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑩ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑪ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ⑫ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑬ 決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑭ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑮ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑯ 中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑰ 見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑱ 見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知）
 - ⑲ 見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

以上

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 菅沼 明 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

平成30年5月10日付けで掲示のありました30-高蔵寺リ・ニュータウン計画に係る基礎資料作成他業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書7(3)①に定める登録状況を記載した書面
- 2 入札説明書7(3)②に定める企業の経験及び能力を記載した書面
- 3 入札説明書7(3)③に定める予定管理技術者の経験及び能力を記載した書面
- 4 入札説明書7(3)④に定める実施方針を記載した書面
- 5 入札説明書7(3)⑤に定める評価テーマに関する技術提案を記載した書面
- 6 入札説明書7(3)⑥に定める契約書（仕様書を含む）の写し

注1) 機構の承諾を得て、紙入札方式にて参加する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注2) 上記申請書、入札書、契約書等、今後必要となる書類の代表者名・代表者印は、機構に提出済みの使用印鑑届・年間委任状の内容と同一にして下さい。

・企業の平成 20 年度以降に受注し完了した同種又は類似業務実績

会社名) ○○○○

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注 1) 業務分類には、入札説明書 5(3)に記述のある「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注 2) 記入に際しては 1 件あたり本様式 1 枚とし、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。なお、下請による業務の実績については、当該業務が同種又は類似業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

・予定管理技術者の経歴等

① 氏名			
② 所属・役職		(入社年月日： 年 月 日)	
③ 保有資格			
・技術士（建設部門（都市及び地方計画））			
		(登録番号：)	取得年月日：)
・一級建築士			
		(登録番号：)	取得年月日：)
④ 同種又は類似業務経歴（平成20年度以降、最大2件）			
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
	事業者としての実務経験 (従事機関名)	役職	従事期間
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
	事業者としての実務経験 (従事機関名)	役職	従事期間

注1) 関連機関による登録の証明書を添付すること。

注2) 業務分類には、入札説明書5(3)の「予定管理技術者の経験及び能力」において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注3) 当該企業と雇用関係があることを確認できる書類等を添付すること。

・ 予定管理技術者の平成 20 年度以降に受注し完了した同種又は類似業務実績

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務 担当の内容	

注 1) 業務分類には、入札説明書 5(3)の「予定管理技術者の経験及び能力」において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注 2) 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注 3) 〇〇技術者とは、「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

注 4) 記入に際しては 1 件あたり本様式 1 枚とし、記載した業務等に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務が同種又は類似業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

・ 予定管理技術者の平成 20 年度以降の業務実績又は業務経験

業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

注 1) 業務実績又は業務経験は代表的なものを 1 件記載する。記載した業務等に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。

注 2) 上記に記載した履行場所において地域精通度の評価をする。

注 3) 記載する業務実績は、調査業務に係る業務実績とする。

※「調査業務」とは、都市再生事業等（市街地開発事業その他市街地の整備改善を行う業務）に係る計画コンサルティング業務をいう。

・実施方針

業務の実施方針（業務理解度）
実施体制図

注1) 実施体制図には、予定管理技術者、予定業務責任者及び予定担当技術者の想定される業務経験等（例：調査・検討業務に係る業務経験、業務実施に資する取得資格等）を加味し作成すること。文字サイズは10ポイント以上とする。また、今回業務を実施するにあたっての担当内容がわかる記載が望ましい。

注2) 記載にあたっては、A4判1ページに記載すること。なお、2ページ以上で提出した場合は評価しない（加点しない）ものとする。

・ 予定担当技術者の資格、業務経験等

No	保有資格	業務経験等

注) 様式-6-1に記載する実施体制図の補足資料として、作成すること。

・評価テーマに関する技術提案

高蔵寺駅北口周辺における商業機能導入のための事業スキーム構築にあたり、留意すべき事項とその対応策

--

- 注1) 評価テーマに対する業務の実施に係る提案として、その取組み方法を具体的に記載すること。
文字サイズは10ポイント以上とする。
- 注2) 記載にあたっては、A4判1ページに記載すること。なお、2ページ以上で提出した場合は評価しない(加点しない)ものとする。

・評価テーマに関する技術提案

旧西藤山台小学校跡地活用に関して、生活利便施設導入を想定した際に、留意すべき事項とその対応策

- 注1) 評価テーマに対する業務の実施に係る提案として、その取組み方法を具体的に記載すること。
文字サイズは10ポイント以上とする。
- 注2) 記載にあたっては、A4判1ページに記載すること。なお、2ページ以上で提出した場合は
評価しない(加点しない)ものとする。

30－高蔵寺リ・ニュータウン計画に係る基礎資料作成他業務 仕様書

1 業務名称

30－高蔵寺リ・ニュータウン計画に係る基礎資料作成他業務

2 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月15日まで

3 業務目的

本業務は、春日井市が平成28年3月に策定した高蔵寺リ・ニュータウン計画に位置付けられた JR 高蔵寺駅周辺の整備・交通ネットワークの再編、センター地区の魅力を高める商業・サービス施設の充実や移動の円滑化を図る再整備検討、旧西藤山台小学校の施設活用検討等に係る調査検討及び資料作成等を行うことにより、春日井市が行う高蔵寺リ・ニュータウン計画の推進を総合的に支援することを目的とする。

4 業務内容

(1) JR高蔵寺駅北口に関する基本計画検討資料の作成等

イ 基本計画の検討業務

(イ) 都市基盤及び建物の計画検討の基礎資料作成

- a 別途指示に基づき、駅前広場・道路等公共施設の配置検討（配置図 1/1,000）
- b サンクンガーデンの規模、性能の検討
- c 都市計画の見直し内容及び理由整理
- d 別途指示に基づき、建物及び動線検討（配置図 1/1,000 程度）
- e 公益施設の機能及び規模想定
- f イメージ図（鳥瞰図）の作成

(ロ) 主要な都市施設の概略設計

- a 駅前広場
- b 交通広場
- c 都市計画道路（高座線沿道停車帯含む）
- d 公共下水道

(ハ) 別途指示する事業手法に関する事業フレームの検討

(ニ) 計画協議図書の作成

- a 区画整理事業を想定した計画協議書（案）の作成
- b 添付図の作成、とりまとめ

ロ 高蔵寺駅北口周辺整備の事業スキームの検討業務

(イ) 商業機能導入にむけた事業スキーム検討

(ロ) 民間事業者の意向を踏まえた公募条件、公募手法の検討

- a 民間事業者公募方法の検討
- b 民間事業者意向も踏まえたコンセプト実現に向けた公募条件の検討

(2) 展開プロジェクト等に関する検討支援

イ センター地区の魅力を高めるための再整備の基本構想検討

(イ) 基本構想検討の基礎資料作成

- a インフラ、交通サービス、店舗等施設の現状整理
- b 周辺地域における大規模商業施設の立地状況等整理
- c 課題抽出
- d まちづくりイメージ図（平面図 1/1,000 程度）の作成

ロ 高蔵寺リ・ニュータウン計画の推進のための市民参加勉強会等の実施支援

(3) 推進組織の運営支援

- イ 高蔵寺リ・ニュータウン計画に位置付けられたプロジェクト(別途指示)の情報収集及び資料整理
- ロ 高蔵寺リ・ニュータウン推進会議の運営補助、議事録作成

(4) 旧西藤山台小学校の施設活用検討

イ 第1期整備エリアの基本計画検討

(イ) 基本計画検討の基礎資料作成

- a 対象敷地の設定
- b 建物及び施設の配置検討 (配置図 1/500~1,000 程度)
- c 商業サービス施設立地に伴う周辺への負荷検討
- d 交通ターミナル・体育館及びその周辺施設の検討 (平面図 1/500 程度)
- e 必要に応じ民間事業者のニーズをヒアリング

(ロ) 第2期整備エリアの導入施設イメージの検討 (平面図 1/500 程度)

(ハ) 別途指示する内容に基づき地元説明用資料の作成

(ニ) 全体事業費等の算定

- a 概算数量の算出
- b 全体事業費 (校舎撤去費、プール撤去費、外構改修費含む) の算出

(ホ) 民間事業者公募要領(案)添付図面の作成

5 成果品

- (1) 報告書 : 5部
- (2) 電子データ : 1式

6 調査の進め方

- (1) 法令及び条例等の関係諸法規を遵守すること。
- (2) 機構担当者の指示に従うこと。

7 業務計画書

- (1) 受注者は、下記項目について記載した業務計画書を作成し、業務着手時までに監督員に提出し、承諾を得なければならない。

イ 業務概要

ロ 業務の実施方針 (情報セキュリティに関する対策を含む。)

ハ 業務の実施工程 (業務の順序及び手順)

ニ 業務の実施体制

ホ 打合せ計画

ヘ 連絡体制 (緊急時含む。)

ト その他 (業務の実施上、必要と思われる事項)

- (2) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度監督員に変更業務計画書を提出し、承諾を得なければならない。

8 用語の定義

管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で業務請負契約書第8条の規定に基づく現場代理人をいう。

9 配置技術者

受注者は、管理技術者及び担当技術者を定めるときは、本業務における競争参加資格確認申請書等に記載の技術者を配置すること。

10 管理技術者

- (1) 本業務において、従事する管理技術者については、様式ーアに基づき、氏名、保有資格を記載し、監督員に提出すること。
- (2) 管理技術者は、業務の履行にあたり、契約図書及び本仕様書を十分に理解し、業務が管理技術者の下、担当技術者によって適切に履行されるように業務の指揮監督を行うものとする。
- (3) 管理技術者は、業務内容の進捗状況等を監督員に適宜報告するものとする。又、監督員からの要求に応じて、その都度業務の報告を行わなければならない。

11 提出書類

受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。但し、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

12 打合せ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿（A4判））に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 管理技術者は、必要に応じて監督員と打合せを行うこと。打合せ結果について、書面（打合せ記録簿（A4判））に記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と打合せを行うものとする。

13 検査

- (1) 受注者は、業務が完了したときは、監督員に「業務完了報告書」及び「納品書」を提出し検査を受けるものとする。なお業務完了報告書を提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督員に提出していなければならない。
- (2) 発注者は、業務の検査に先立って、受注者に対し検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。また、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 検査職員は、管理技術者または本業務の担当技術者の立会の上、検査を行うものとする。

14 業務完了手続き

検査完了後速やかに、以下の書類を監督員に提出すること。

- (1) 引渡書
- (2) 完了払請求書

15 契約の変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により業務請負代金に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 監督員と受注者が打合せを行い、業務実施上必要があると認められる場合

16 再委託

- (1) 本業務における再委託は原則として認めない。ただし、業務請負契約書第4条2項に基づき、第三者に委任又は請け負わせようとするときは様式ーイの書面により予め承諾を得なければならない。なお、以下の業務については再委託の承諾を要しないものとする。

■特に承諾を要しない業務

- ・コピー、印刷、製本、資料収集、要約といった簡易な業務
- ・トレース業務、模型製作、パース作成、描画、写真撮影
- ・単純計算（シュレーションを含む）
- ・データ入力（CAD、電算）

- (2) 受注者は、業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくこと

もに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。また、それらの契約関係に関する書面については、発注者の求めに応じた書面全てを受注者は提出しなければならない。

17 技術提案の履行

本業務に対する技術提案について、確実な履行に努めなければならない。又、技術提案の一部または全部について履行が困難な場合には、監督員と協議すること。なお、監督員が技術提案の不履行を認める場合は、業務成績評定点を減ずる等の措置を行うものとする。

18 疑義

本業務の実施に当たり、業務請負契約書、仕様書及び本指示内容に疑義が生じた場合には、書面をもって通知し、監督員と協議の上実施するものとする。

19 その他

- (1) 本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後、業務成績評定点を通知する。
なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。また、付与した業務成績評定点は公表する場合がある。
- (2) 本業務において知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - イ 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ロ イにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
 - ハ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上

管理技術者通知書

平成〇年〇月〇日

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 菅沼 明 殿

受注者
住所

氏名

印

平成 30 年 月 日付けで業務請負契約を締結した次の業務について、業務請負契約書第 8 条に基づき管理技術者を下記のとおり決定（変更）したので業務請負契約書第 8 条に基づき通知します。

契約件名：30－高蔵寺リ・ニュータウン計画に係る基礎資料作成他業務

記

管理技術者※1

氏 名	保有資格	取得年月日（登録番号）
(※2)		

※1 競争参加資格確認資料提出時点に提出した様式ー3に変更がある場合は、新たに様式ー3を作成して提出すること。

※2 () 内は、担当技術者を記載すること。

再委託（変更等）承諾申請書

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 菅沼 明 殿

受注者 住所
氏名 株式会社〇〇〇〇
〇〇 〇〇 印

契約名称：30-高蔵寺リ・ニュータウン計画に係る基礎資料作成他業務

平成30年 月 日付けで締結した上記の契約に関して、以下のとおり業務の一部を再委託したく、業務請負契約書第4条第2項に基づき申請するので、手続き方お願いします。

項目	申請内容
再委託の相手方 (住所、氏名)	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 △△株式会社
再委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
再委託業務の契約予定額	〇〇千円 (契約金額に対する比率〇%) ※見積書を添付
再委託先への契約方法	(一般競争入札、指名競争入札、企画競争、随意契約の別を記入)
再委託を行う必要性及び再委託の相手方の選定理由	<p>(再委託する必要性) 〇〇〇〇を再委託することで、業務の効率化を図り、工期短縮に努めるため。</p> <p>(再委託の相手方の選定理由) △△株式会社は、平成〇〇年より弊社の〇〇業務の図面作成、〇〇〇を中心とした業務を行ってきている。この間、成果の品質が高く、納期も遵守している。</p> <p>また、上記業務の同種、類似業務の実施経験が多数有り、短期間での業務遂行に寄与し、成果の品質向上に資することが期待できるため。</p>

【仕様書（別紙）】

本業務の業務量

[30－高蔵寺リ・ニュータウン計画に係る基礎資料作成他業務]

業務項目	業務量 (人・日)	備考
(1) J R 高蔵寺駅北口に関する基本計画検討資料の作成等	67 人・日	
(2) 展開プロジェクト等に関する検討支援	8 人・日	
(3) 推進組織の運営支援	4 人・日	
(4) 旧西藤山台小学校の施設活用検討	13 人・日	

注) 仕様書（別紙）は契約書類ではなく、入札のための参考資料である。

調査・検討業務等の積算基準について〔都市再生事業及び団地再生事業（計画業務）〕**1 請負費用の算定**

$$\text{請負費用} = \text{請負価格} + \text{消費税相当額}$$

$$\text{請負価格} = \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{諸経費}$$

$$\text{消費税相当額} = \text{請負価格} \times \text{消費税率}$$

2 直接人件費の算定根拠

仕様書 別紙に記載の業務量（人・日）に基づき、直接人件費を計上すること。

3 経費の積算について**(1) 直接経費**

業務上必要な事務用品費、旅費交通費、その他直接経費の実費を計上すること。

(2) 諸経費の積算

$$\text{諸経費} = \text{直接人件費} \times \text{諸経费率} (110/100)$$

※技術経費は技術能力の高度化等に対する報酬であることから、調査・検討等業務では、技術経費は設定しない。

以 上

独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人与契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけられない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

使用印鑑届

別添-4

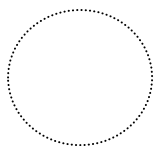
登録番号

会社名(フリガナ)

印鑑証明書(原本・発行日から3ヶ月以内有効)添付

左記の印鑑を、独立行政法人都市再生機構中部支社に提出する書類に使用したいのでお届けします。

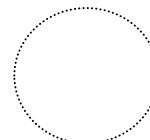
使用印



平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 中部支社長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者



実
印

※(年間)委任を予定しない場合は、上段「使用印鑑届」のみ記入してください。

委任状

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。
なお、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力の無いことを誓約します。

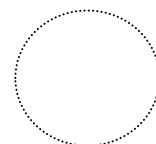
記

1. 見積書及び入札書提出の件
2. 請負契約締結の件
3. 請負契約履行に関する件
4. 請負代金請求及び受領の件
5. 上記各号に関し復代理人選任及び解任の件
6. その他契約締結に係る一切の件
7. 期間 平成 年 月 日から平成 31 年 3 月 31 日

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 中部支社長 殿

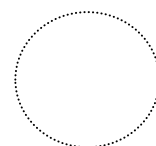
委任者



実
印

上記委任の件承諾しました。

受任者



使
用
印

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が平成 年 月 日付けで締結した「30-高蔵寺リ・ニュータウン計画に係る基礎資料作成他業務」の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。）
- 二 当該業務等で知り得た公共団体の計画等情報
- 三 当該業務等で知り得た土地、建物等に関する情報
- 四 当該業務等に基づき検討した情報

（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（適正な管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

（下請けの制限等）

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に請負わせてはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に請負わせる場合には、その下請させる者に対して、本特約条項に規

定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき下請けさせた者が更に他に請負わせる場合、その下請させた者が更に他に請負わせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所

氏名

印

受注者 住所

氏名

印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。
※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示

の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

8 個人情報等が登録された携帯電話機の使用について

発注者の指示又は承諾により、携帯電話機に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第7条第2項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、業務受注者についても本法律の適用対象となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

株式会社*****
代表取締役 ***** 印

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：30－高蔵寺リ・ニュータウン計画に係る基礎資料作成他業務

1 取扱責任者及び取扱者

	部署	氏名	取扱う範囲等
	役職		
取扱責任者	〇〇部△△課		
	課長		
取扱者	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	係長		
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	主任		
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～

(様式任意)

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 菅沼 明 殿

株式会社*****
代表取締役 ** ** 印

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：30－高蔵寺リ・ニュータウン計画に係る基礎資料作成他業務

記

- 1 確認日 平成 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
1 管理及び実施体制		
平成 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全確保の措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		
④ FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。 ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡		

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認 		
⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携帯している。		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8 返還等		
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元		

確認内容	確認結果	備考
又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
9 携帯電話機の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。